

# 文化部活動に係る活動方針

令和 6年 4月  
仙台市立第二中学校

【学校教育目標】

支え合い、高め合い、たくましく 未来を切り開く生徒の育成

**1 本校の文化部活動が目指すもの**

- (1) 学校教育目標実現のために、文化部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てる。
- (2) 文化部活動を通して、本校生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、豊かな心や創造性の涵養に努める。
- (3) 文化部活動を通して、本校生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させる。

**2 適切な運営のための体制整備**

**(1) 年間活動計画の作成**

- ①文化部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②文化部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定コンクール・コンテスト日程等を明示する。
- ③文化部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

**(2) 方針と計画の公表**

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

**(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成**

- ・文化部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定コンクール・コンテスト等）を作成する。

**(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知**

- ・文化部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

**(5) 毎月の活動実績報告**

- ・文化部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及びコンクール・コンテスト参加日等）を行う。

### 3 指導・運営に係る体制について

#### (1) 本校が設置する文化部

①令和6年度は下記の文化部を設置する。

部活動名	男子	女子	部活動名	男子	女子
吹奏楽	○	○	文化芸術部美術班	○	○
文化芸術部写真班	○	○			

②本校設置外の部活動等への参加については校長からの委嘱とする。

#### (2) 保護者への説明

- ①文化部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加するコンクール・コンテスト等について理解と協力を得る。
- ②文化部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

### 4 適切な活動時間及び休養日等の設定

#### (1) 学期中の休養日 \* 休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日进行ける。  
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②週末にコンクール・コンテスト参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の週末に振り替える。  
※祝日、休日は週末と同じ扱いとする。

#### (2) 長期休業中の休養日

- ・学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

#### (3) 休養期間の設定

- ①定期考査期間やコンクール・コンテスト終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設ける。
- ②夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### (4) 学期中の平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

#### (5) 学校の休業日（学期中の週末、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

## **(6) 朝活動の制限**

- ①同一の文化部が、長期間にわたって連続的に行う朝活動は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝活動は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

## **(7) 強化活動期間（ハイシーズン）の設定**

- ・年間計画において、強化活動期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合、その期間は通常よりも長時間活動できるものとする。
  - ※強化活動期間（ハイシーズン）として活動時間や活動日を増やす場合には、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

## **5 適切な指導**

### **(1) 生徒の心身の健康管理**

- ・生徒の健康観察や障害・外傷の予防に努め、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

### **(2) 事故防止**

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

### **(3) スクールコンプライアンスの遵守**

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

## **6 参加する大会等の検討**

### **(1) 参加するコンクール・コンテスト等の精選**

- ①文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、本校として参加するコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。また、地域の行事や催し等に協力するに当たっては、特定の文化部に負担が集中することのないよう、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。
- ②文化部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して計画するよう努める。

### **(2) 参加するコンクール・コンテスト等への移動手段**

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
  - ※公共交通機関の利用が困難な場合には、貸し切りバス等事業者へ依頼することを検討する。
  - ※上記が困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者への協力を求めて

もよいこととする。

## 7 その他

- ・本方針に基づき，本校の文化部活動を運営するとともに，継続して改善に取り組む。